

平成 30 年 5 月 24 日

企画総務部総務課長以下、文化部博物館担当課長、同経営形態担当課長と市職経済局支部長以下との本交渉

#### 【組合】

それでは、博物館群の独立行政法人化に伴う勤務労働条件について申し入れるのでよろしく願います。

(申入れ書読上げ)

博物館群の地方独立行政法人化については、2018年3月19日の団体交渉において、局側から、「博物館施設の地方独立行政法人化にかかる組合員の勤務労働条件については、2月23日の定款可決をふまえ、最短で平成31年4月の法人設立とそれに伴う経営形態の変更に向け、法人へ転籍することとなる職員の勤務労働条件について検討を進めているところでございます。今後、早期に協議をお願いしたいと考えており、改めてご提案させていただきます。」という回答があったところである。

前回団体交渉から、2ヶ月、進捗もあったことと考えるところである。

また、地方独立行政法人化に関わっては、市会に定款以外の議案も上程し、議決を求めることとなると考えるが、なかでも我々にとっては、「職員の承継」にかかる「地方独立行政法人大阪市博物館機構への職員の引継ぎに関する条例案」は、大阪市の職員の身分を失うということで最重要の課題となることについては、局側も理解しているものとする。

支部としては、当然に十分な交渉期間とともに、労使合意にむけた誠意ある対応が不可欠であると考えており、まずはスケジュールについてお聞かせいただきたいと考える。その上で、交渉のベースとなる、組合員の勤務労働条件について、変更があるのかないのか、あるのであれば、その前提となる基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

さらに、その交渉においては、労使合意が大前提となると考えるが、局側の交渉についての基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

#### 【所属】

ただ今、博物館群の地方独立行政法人化に伴う勤務労働条件等に関する申し入れを受けた。

申し入れのあった事項について当方の考え方をお示しする。

まず、本年3月19日に団体交渉を行って以降、協議できる程度までの成案化にいたらず、具体にお示しできていない状況であり、組合員の皆さんにはご心配をおかけしている。早期にお示しできるよう当方としても引続き最大限に努力してまいらる所存。

それではこの間の状況について事業担当よりご説明申しあげる。

まず、平成 30 年 2・3 月予算市会において、定款および評価委員会設置条例の可決に続き、30 年度の地方独法化の準備経費として、約 1 億 6 千 9 百万円が認められた。

これを受けて第 1 回の評価委員会を 4 月 18 日に開催し、まずは秋の決算市会に提案する中期目標について委員からご意見をいただいた。今後、この 1 回目を含め、夏までに 3 回程度委員会を開催し、中期目標案を委員の皆様方にしっかりご議論いただき確定したいと考えている。

また、現場の意向を踏まえた中期目標を策定するため、現場の学芸員にも参画いただいた検討会議を、評価委員会後も引続き 2 回開催している。

あわせて、組織のあり方や法人諸規定を整備するための検討を、博物館協会と科学振興協会の職員を含め、総務 WG 等の機会を通じて進めているところ。

このような状況ではあるが、ご指摘の勤務労働条件については、職員の皆様方には大変重要であると認識している。しかしながら、すでに大阪市博物館協会のプロパー職員となっている者との一体的運用なども勘案して新制度を構築する必要があると考えており、これらの整理を鋭意行っているところである。

いずれにしても、早期に当方の考え方をお示するとともに、勤務労働条件を速やかに提案し、労働組合との交渉事項として誠意をもって対応してまいり所存。

#### 【組合】

ただ今、この間の状況について説明があった。この間、検討されてきたことについては、我々としても理解しないわけではないが、勤務労働条件についての基本的な考え方すら回答されなかったことは遺憾である。新法人への移行については、場合によっては組合員の身分変更や働き方の変更を伴う。特に新法人に承継となるかもしれない組合員にとっては公務員から非公務員となるため、非常に大きな身分の変更であり、勤務労働条件に大きくかわるものである。

地方独立行政法人法が参議院で可決された際の付帯決議に、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通を行うこととされている。十分な交渉期間がなければ、意思疎通を図ることも困難になることは、申し上げるまでもない。

いずれにせよ組合員の勤務労働条件にかかわることについては、誠意をもって交渉するよう求める。

#### 【所属】

独法化による職員の勤務労働条件については、組合との意思疎通を適切に図りながら、誠意を持って交渉していく必要があると、十分に認識している。なお、スケジュールについては、できるだけ早期に、勤務労働条件にかかる一定の考え方がお示しできるよう最大限努力してまいり所存であるのでよろしく願います。

### 【組合】

市立工業研究所が独法化したときは、発足の12ヶ月前にはすでに勤務労働条件の提案があったと聞いている。来年4月に新法人発足をめざすのであれば、1年を切っており、議会日程を考えると、本段階において勤務労働条件の基本的な考え方すら示されないことはあまりにも遅いといわざるを得ない。双方が納得いく労使交渉を行うために、時間切れにはならないよう、改めて求めておく。

なお、我々としてはこれまでの「知」の蓄積が活かされる独法化が大前提であると認識している。当局には、歴史の重さと組合員の思いを十分認識することを要望し、本日の交渉を終えることとする。